

論文

# 「民泊政策」をめぐる攻防

## 林涛1

#### 要旨

外国人インバウンドが激増しているなか、日本の観光現場には多くの衝突が起きている. 「民泊」問題はその中の代表的な事象の一つと言える. この複雑な問題をめぐって、日本政府、民泊事業参入者、各自治体、また世論はそれぞれの立場から問題への態度を示している. その態度の開きは激しく、「民泊」問題を日本の観光産業の「おもてなし」の真義を問われる事象まで発展させた. 本稿は「民泊」政策をめぐる各勢力の動きや、日本の民泊の歴史を振りかえりつつ、マスコミで報道されている訪日外国人観光客のゲスト側の問題の他に、ホスト側としての日本社会にも不十分な点があると指摘する. そこで実際のフィールドワークをもとに、民泊の現場の声を聞いてみた. また、諸外国の「民泊」政策の現状と比較をしたうえ、「観光立国」という大きな国策の背景において、持続可能な観光産業を育成するために、「民泊」問題への取り組むべき姿勢を提言する.

**キーワード**: インバウンド 民泊新法 シェアリングエコノミー おもてなし

## I. はじめに

2018年9月19日,京都市は市内のマン ションで「闇民泊」を営業したとして、民泊 関連事業を展開する会社の代表取締役の男 性に対して, 民泊営業停止の緊急命令を出 したと発表した. 同年6月15日に改正旅館 業法で新たに行政に付与された権限での無 許可施設への緊急命令が行使されたのは全 国初という<sup>2</sup>. 緊急命令が出された経緯は, 宿泊客が調理中に火災報知器が鳴り,消防 隊が駆け付けたところマンションの一室に 3 人のマレーシア人を無許可で宿泊させて いたことが発覚した. 代表取締役の男性は 聴取に対し,「やめる方向で進めていたが, 外国人と意思疎通がうまくいかず、予約を 取り消せなかった」と話した. この記事か ら,「民泊」を巡ってたくさんの情報を読み

取ることができる. ①日本屈指の観光都市である京都市の民泊経営に対する厳しい姿勢. ②外国人に日本の基本的な生活ルール(調理中の火災報知器の稼働)を知ってもらうことの難しさ,或いはその知識を外国人観光客に伝えることの難しさ. ③代表取締役の男性の話が真実であれば,日本語が分からない外国人観光客とコミュニケーションを取ることの大変さが露呈している点. ④代表取締役の男性の話は真実でないとすれば,これはいざという時,日本語が上手く話せず,反論すらできない外国人への無責任な発言になってしまう点.

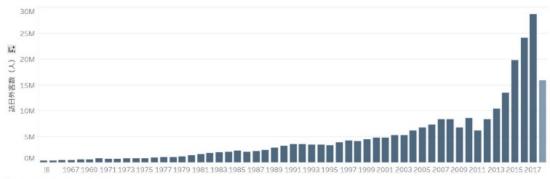
宿泊客への聞き取り調査は行っているか どうか,もし行われていたとすれば,その結 果を公表すべき事案だと懸念している.

2003年の小泉政権時代の「ビジット・ジャパン」キャンペーンが始まって以来,訪日

観光客数は常に史上最多を更新し続けてきており、さらに日本政府は大規模に外国人観光客を受け入れることになると予想し、東京五輪開催予定の2020年に年間4000万

人の訪日観光客の受け入れ目標を掲げている. 外国人観光客の宿泊に多額の費用を掛けたくないという傾向と合致する民泊の需要は, 益々拡大していくだろうと思われる.

#### 年別 訪日外客数の推移



データ更新日:2018/10/01 44347

- ◆訪日外客とは、国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を
- 加えた入国外国人所不者のことである。駐在員やその家族、福学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。乗員上陸数は含んでいない。
  ◆2007年以降の「観光客」の数値には「一時上陸客(通過客)」が含まれる。
  訪日ビザを取得せずに日本での短期滞在が認められている頃からの「一時上陸客」は、従来「観光客」に含まれており、「一時上陸客」の人数を
  別差肥遅することは不可能であった。それに加え、韓国、台湾、香港等からの知期滞在育に対する訪日ビザの免除措置が取られたことにより、 近年、「一時上陸客」の該当者が「観光客」に組み込まれるようになり、「一時上陸客」は激減した。
  「一時上陸客」の日本での滞在が短期間であるとは言え、事実上観光客と行動が同様である実態に鑑み、
- 2007年以降は「一時上陸客」を「観光客」に加え、「観光客」の定義を変更することとした。 ◆1964年~2017年は確定値、2018年1月~2018年6月は暫定値である。

出典:日本政府観光局 (JNTO)

図1 年別訪日外客数の推移3

しかし日本のマスメディアは民泊について、 外国人観光客がスーツケースをゴロゴロ引いて歩く音などの騒音や、玄関にゴミが散乱するのではないかといった衛生面、外国人がたくさん来るから怖いというような精神面などのネガティブな理由を挙げながら、一斉に大きく取り上げ連日報道してきた。呼び方も「無登録民泊」「無許可民泊」から「闇民泊」「違法民泊」になってしまい、まるで民泊自体が悪いもののような存在を群衆が取り囲んで見るような雰囲気の中、日本政府、各自治体も圧力に迫られて、民泊制度を「推進」から「規制」へ方針転換し始めた。そこで各勢力が取り巻く中、「民泊」という 言葉は日本政府の観光への態度また日本人の考え方も読み取れる重要なキーワードの一つとなっている.「民泊問題」自体が突如浮き上がってきた存在なので、この分野での研究は追い付いていないことが浮き彫りになっている.「民泊」というキーワードで検索すると、「如何に民泊を金儲けの手段にするか」といったビジネス実務指導書、若しくは「民泊という罠に気をつけろ」のようなビジネス警告書がずらりと並ぶ. 民泊問題の研究についての書籍は少しはあるものの、殆ど「農泊推進」のような地域活性化関連の書物となっており、それらは厳密に言えば、「民泊」ではなく、「民宿」のカテゴリーに入るのではないかと思われる. 本稿が脱稿

する時点では,「民泊問題」を単独で論じる 書物はあまりなく, 民泊についての論文, 調 査報告をまとめた論文集はあり、それは 2018年プログレス社出版の論文集『民泊を 考える』(浅見泰司・樋野公宏編著)で、11 名の研究者により, 各方面から民泊と関係 がある論文で構成されている. 矢崎紀子は 観光振興と民泊の関係から論じており,安 念潤司, 小澤英明, 佐藤康之は法律整備の角 度から論じている. また, 樋野公宏, 大月敏 雄は建築,都市計画の角度から論じており、 他にもこちらの論文集に収録されていない 論文も少しはあるが,全ては民泊新法成立 される前の研究なので, 民泊新法施行後の 現状の参考にはできない面もある. 本稿は 日本政府,各自治体,世論の「民泊」に対す る姿勢の一連の変化を振り返ってみながら、 現在「民泊」への過度な規制を形成した原因 を分析する. 諸外国の民泊政策現状との比較をし、現在ホスト社会としての日本側にある不十分な点を指摘し、持続可能な観光交流に向けて、取るべき態度を提案するという目的である. より現場の声を反映できる観点での提示をするために、民泊経営者へのインタビュー、そして参与観察の研究方法で実際に代表性がある民泊に泊まってみた. 今後、時代の流れと共に、民泊関連の研究が増える予想だが、本稿はより早い段階で新法施行後の研究空白を埋める意義があると思う.

## Ⅱ. 民泊制度の動き

民泊制度について,この2,3年で頻繁に メディアに登場している.その一連の動き を下の表にまとめてみた.

表1 民泊制度の動き

時期	項目	特徴	主要内容	
2015年10月27日	大阪府全国初の「民泊条	民泊解禁	最低滞在期間7日間	
	例」可決		名簿義務	
2016年2月12日	東京大田区「特区民泊」開	民泊解禁	2016年が民泊元年となる	
	始			
2016年	「特区民泊」が各地に広が	民泊推進	大田区, 北九州市, 新潟市, 千葉	
	る		市, 大阪府, 大阪市	
2017年6月9日	『住宅宿泊事業法』(通称	民泊解禁		
	「民泊新法」,2017年法律			
	第65号)通常国会で成立4			
2017年6月22日	楽天と LIFULL 新会社設	民泊推進	同年, 次々と homeaway や,	
	立,民泊事業参入		台湾の「asiayo」,中国民泊最大手	
			「途家」,オランダ「booking」と	
			業務提携発表 5	
2017年10月24日	民泊新法の実行日を 2018	民泊推進	2018年3月15日より登録可能,	

	左《日16日1.油点		タウ沙(サのタビ)甘油ナニナ	
	年6月15日と決定		各自治体の条例基準を示す	
2017年10月18日	大田区滞在期間短縮	民泊推進	最低滞在期間を 7 日間から 3 日	
			間へ短縮	
2017年11月2日	京都市宿泊税条例可決	民泊規制	2018年秋から徴収, 2万未満 200	
			円,2万円以上500円,5万円以	
			上千円 6	
2017年11月6日	全日空, ピッチ, Airbnb 業	民泊推進	宿泊先と航空券を合わせて予約	
	務提携発表		できるサイト開設 7	
2017 年末	東京大田区,新宿区独自法	民泊規制	住居専用地域では毎週月曜日か	
	案		ら木曜日の営業を禁止する8	
2017年11月29日	東京大田区特区民泊改正	民泊促進	最低滞在期間を7日から3日へ	
	条例		改正9	
2017年12月1日	京都市「駆け付け要件」設	民泊規制	事業者に緊急時宿泊施設から 10	
	定		分間或いは半径 800m 以内駐在	
			するよう求める.不動産業界から	
			懸念の声 10	
2017年12月8日	政府無許可民泊罰金金額	民泊規制	罰金 3 万円から 100 万円に引き	
	改正		上げ	
2018年2月23日	京都市「営業 60 日」設定	民泊規制	住居専用地域,観光オフシーズン	
			の1月15日から3月15日まで	
			の 60 日限定 11	
2018年5月21日	ファミリーマート, Airbnb	民泊推進	店頭での鍵渡しサービス検討	
	業務提携発表 12			
2018年6月1日	観光庁は Airbnb に対して	民泊規制	Airbnb に登録した 6 万件物件の	
	無許可民泊の全削除を要		8割は強制削除された	
	求			
2018年6月15日	『住宅宿泊事業法』	事実上民	1都道府県知事への届出2年間	
		泊規制	上限 180 日	
			3家主居住型:衛生,騒音,近隣	
			苦情対応義務	
			4家主不在型:管理業者への委託	
			義務	
			5都道府県知事監督実施 13	
2018年9月19日	全国初,無許可施設への営	民泊規制	京都市実行,営業停止命令	
	   業停止命令			
	1			

その中で、特に言及する必要があるのは 2018 年 6 月の Airbnb 強制削除事件である. 2018年6月1日, 観光庁は Airbnb に対して 登録届出がない民泊情報の削除を要請し た <sup>14</sup>. これを受けて, Airbnb は翌日の 6月 2 日に届出がない物件情報を削除せざるを 得なかった. 6月15日前に予約済みの注文 も全てキャンセルした. 来日直前に住む場 所がなくなった大勢の訪日観光客は一斉に 悲鳴を上げた. 2018 年の春頃, 登録数が 62000 件だったが, 6月8日時点では, 3000 件となった 15. 実に 9 割以上の強制削除と なっている. これは、世界でも前例がない大 規模なものであるため、日本だけではなく 海外でも大きな反響を呼んでいる.慶応義 塾大学大学院メディアデザイン研究科教授 岸博幸氏の見解によると、法律の世界の常 識として、法律の効力が施行日より前に遡 及するようなことは、本来あり得ないとい うことから、6月15日成立の法律は6月1 日の段階で取り締まるのが理屈上通用でき ない. また, 『フランス・ジャポン・エコー』 編集長レジス・アルノー氏は『東洋経済』で 「夜明け前に終わった「日本の民泊産業」の 末路」というタイトルの記事を発表した 16. その文章の中で、「エアビーは世界で最も影 響力のあるブランドの1つであり、その利 用者は主に若者だ. 日本が世界に売り込も うとした「おもてなし」のイメージが崩れか かっている」という厳しい指摘をした. 6月 14日, エアビーのソーシャル・イノベーシ ョンの担当者,キャメロン・シンクレア氏は 「10年後、日本の空き家軒数は400万戸に なると言われていますが, 政府はどうする つもりなのでしょう?」と指摘した. 今回の 強制キャンセル事件で Airbnb は 1000 万ド

ル(約11億円)相当の基金を設立し、宿泊 予約キャンセルにより旅行のプラン変更を 余儀なくされたゲストを、最大限サポート するとした.スポーツ界で同時期に世間を 賑わしていた日本大学の対応とは違う迅速 な危機管理体制と宿泊客への「神対応」には インターネット上で賞賛の嵐をよんだ.

この一覧表からいくつかの勢力集団の動きを整理することができる.

#### 1. 民泊経営者 民泊事業を参入する企業

外国人観光客の急増でビジネスチャンスとして民泊を推進している層である. 日本国内においては、コンビニ、大手通販サイトは次々と、海外の民泊サイトと手を組んで、事業を行い始めた. 各自のライバル社より遅くならないように先手を取ろうとする動きが目立つ.

#### 2. 各自治体

大阪のような民泊経営に寛容的な態度を 取る自治体もあるが、大半は基本的に消極 的な態度を取っている.マスコミの煽り、ま た市民の民泊に関しての問い合わせが殺到 するなか、各自治体は厳しい姿勢を取り始 めた.特に京都市、北海道などの観光産業が 発達している地域では、自治体は域内の強 固勢力集団であるホテル旅館組合の代弁者 となっている.

#### 3. 日本政府

観光立国の国策を出して,2020年までに 年間4000万人,2030年までに年間6000万 人の訪日観光客数実現の大きな目標を掲げ ている日本政府だが,①と②の勢力の間で 板挟みになっている様子が伺える.

## Ⅲ. 民泊経営のハードル

## 1. 複数の法律(条例)での規制

国レベルは「住宅宿泊事業法」,国家戦略 特区自治体は「国家戦略特区法」の民泊に係 る部分,各自治体個別の条例案の三段階の 規制があるうえ、それぞれ内容も違うので、 民泊の経営のハードルが次第に高くなると 考えられる.

筆者は観光庁が開設した民泊ポータルサイト「minpaku」の法律解説を参考にして、独自目線で三つの制度の違いをまとめてみた. 自治体の個別条例は特に代表性が高い京都市を基に設定した.

表2 三つの制度の違い

		[	
比較項目	住宅宿泊事業法	国家戦略特区法の民	京都市民泊条例
		泊部分	
所管	国土交通省	内閣府	京都市
	厚生労働省	厚生労働省	
	観光庁		
住居専用地域での営	可能	可能	可能
業			
営業日数制限	年間 180 日以内	2泊3日以上が条件	観光オフシーズンの
			1月15日から3月15
			日までの 60 日間以
			内
最低床面積	3.3 m²/人	25 ㎡/室	_
経営者 (管理者) の	無	無	半径 800m, 10 分以
駆け付け要件			内で到着できる場所
名簿付け義務	有	有	対面で宿泊者を確認
			する義務
家主不在型の管理業	規定あり	規定なし	規定なし
者委託義務			
近隣住民とのトラブ	宿泊者への説明義	近隣住民への説明義	近隣住民への説明
ル防止措置	務,苦情対応の義務	務、苦情問い合わせ	会, 掲示義務. 共同住
		の連絡方法確保	宅の場合は、宿泊客
			有無,予定人数を他
			の居住者に周知する
			こと

## 2. 住居専用地域での開業可否

旅館法の中の「簡易宿所」の登録はハードルが比較的低いが、住居専用地域での営業は許されていない。(簡易宿所は各階に男女別のトイレが一つずつ必要、またフロントの設置も必要となる)国土交通省によれば、全国の平成26年3月31日における用途地域が定められている地域の面積は18593 km²,住居専用地域の面積は7143 km²,全体の38.4%を占めている17.この地域で開業できない、或いはこの地域にしか開業できない、或いはこの地域にしか開業できない、或いはこの地域にしか開業できない、方となると、多くの住宅は旅館業法により民治として活用できなくなる。

住居専用地域での営業が全面禁止している自治体は東京都大田区がある. また住居専用地域での平日営業を禁止している自治体は東京都新宿区,東京都中野区,東京都台東区,東京都世田谷区,横浜市,北海道等がある.

# 3. マンション型集合住宅での民泊営業は 殆ど不可となった現状

公益財団法人マンション管理センターは 2018 年 7 月 27 日,同センターに登録して いる管理組合を対象に実施した「民泊対応 状況管理組合アンケート」の調査結果を公表した.調査結果によると,105 の管理組合 のうち,101 即ち 9 割以上が住宅宿泊事業 法による「民泊を全面禁止した」と回答した <sup>18</sup>. 即ち,民泊の提供場所として認められているのは事実上,殆ど一軒家あるいはビル丸ごと一棟に限られたということである.

## 4. 民間の厳しい目線

民泊の導入に対して, 懸念を表明する人

が多い. 例えば, 民泊利用者と住宅及び周辺住民の間の騒音問題, ゴミ分別問題, 犯罪の温床, 風紀の乱れ等のトラブル, 訪日観光客とオーナーとのトラブル等の不安材料がある. 民間の態度は民泊経営の最大のハードルといっても過言ではない.

# IV. 名古屋駅前の民泊「F 758」(仮名)の 場合

民泊新法公表されて3か月が経った2018年10月某日,筆者は名古屋駅から徒歩15分,愛知大学のすぐそばに位置する民泊「F758」の経営者 Ken さん(ニックネーム)に約2時間のインタビューを実施した. Ken さんは来日28年の中国人である. 家族で小さい不動産会社を経営していて,民泊をやり始めて3年になるという. 現在は名古屋駅前と名古屋市中心の繁華街栄地区で計30部屋の物件を民泊として運営している. 筆者は民泊仲介サイト最大手のAirbnbからコンタクトを取って,今回の訪問インタビューを実現させた.

「F 758」は築 30 年ほど 5 階建てのマンションであり、4 階と 5 階は普通の賃貸に出している、1 階から 3 階までの 24 部屋は民泊として運営している。住宅宿泊事業法に基づき、届出済みの正規的な民泊である。

Ken さんの民泊経営の動機に関しては、 賃貸に出した部屋に空きが多く、急増しい る外国人観光客に民泊として貸し、収入を 得たいという。2018年6月15日までは無 許可民泊として運営していたという。Ken さん自身は中国語、日本語、英語の三か国語 を駆使することができ、Airbnbと中国の「携 程」、「小猪」等の民泊仲介サイトに登録して いる. 2018 年 6 月 1 日の Airbnb 強制キャンセル事件でも、大きな被害を受けていたという.



写真1 経営者の Ken さん (左側),マンションのロビーにで,壁に掛けているのが民泊登録証明である (写真は特に説明が無ければ全て筆者が撮影したもの)



写真2 鍵と民泊登録証明

Ken さんの事務所は 1 階奥の部屋にあるが、宿泊客が困っている時以外、基本的に宿泊客とのチェックインのやり取りは行わない、即ち「家主不在型」の民泊に属している。宿泊客にメールで鍵の暗証番号を知らせ、

自由にチェックインしてもらっているという. また, 部屋代のお支払い, 宿泊客との相互評価も全てサイト上で行っている. 「人件費が高い日本にとって, とても効率がいいシステムだ.」と Ken さんは言っている.

一番気になる近隣住民,4階と5階の住民 との関係については,Ken さんは正式に民 泊登録する前に,近隣住民に民泊利用の旨 を書面で知らせた.(筆者注:京都などの一 部自治体では,説明会を開く義務があり,近 隣住民から異議が出たら開業不可となる場 合もある)民泊経営の準備作業として,長期 の賃貸客を4階と5階に集まるようにお願 いして,民泊予定の部屋の内装を外国人好 みにリニューアルした.



写真3 内装の時,特に飾る絵画は外国人 客が好きそうな構図に拘ったという

長期賃貸客との摩擦が生じないように、 宿泊客に事前にメールで「大きい声で喋らない」「パーティーは禁止」などの注意事項、 またゴミの分別方法を知らせている。そのおかげで、3年間特に問題にならなかったという。マンションのリニューアルに関して、 筆者が注目したのは、賃貸客と民泊客とのコミュニケーションを図るための休憩コーナーを一階中央に設置したことである。実際、ホテルオークラグループは「宿泊客と地 元住民が交流できるロビー」があるホテルを 2020 年に名古屋駅に開業させるという報道もある <sup>19</sup>. 民泊の宿泊客と地元住民の間の交流が深ければ、摩擦ではなくお互い理解し合う良い方向への転換もできるので、今後開業される民泊施設にとって、良い参考になるのではないかと考える.



写真 4 民泊客と賃貸客が交流できるスペ ースも設置した

民泊登録手続きに関しては、Ken さんはと ても煩瑣だと言っている. 本当は簡易宿所の ほうが手続き簡単で、営業日数の制限もない のでそちらにしたかったが, 長期賃貸客と宿 泊客のそれぞれ独立したロビーの設置が困 難で断念せざるを得なかったという. さらに 民泊の登録制度について,表面上としては登 録制だが, 肝心な消防施設は許可制なので, 一般家庭ではクリアできない内容もたくさ んあった. また, 家主不在型なら, 管理会社 に管理の委託義務という文言に関しては, Ken さんは「この条例で 90%の民泊は利益を 上げられなくなる, 実質上民泊を絞め殺すよ うな条例だ.」と述べた. Ken さんは民泊開業 前に既に不動産管理会社を経営していたの で、運よく回避できたという. 布団カバー、 シーツ等の洗濯は他所の会社に委託してい るので、小人数でも管理できるという.

Ken さんのお客さんの殆どが Airbnb の会員で、中国人は2割ほどで、残りの8割は日本人、アメリカ人、ヨーロッパ、東南アジア等国籍はバラバラである。特徴としては、中国人は家族連れが多く、欧米人は2人組が多いという。また、近くにコンサート会場と結婚式場があるので、そちらの利用客も多いという。日本人からの評価が一番厳しいかという質問について、Ken さんはそれを否定して、厳しい評価をするのは意外にも韓国人とフィリピン人だったという。



写真 5 無料のコーヒー,飲料水,無料 Wi-Fiも備えていて,ホテルに負けないような努力もしている

現在の民泊の置かれている状況に関しては、Ken さんは日本人の保守的な考え方が一番の要因だと指摘している。日本は清潔でとても魅力的な国なので、世界の人々に見せないともったいない。政府、各自治体ももっと遠い目で訪日観光市場を見ながら、民泊規制を見直すべきだと言っている。将来の展望に関しては、「需要があるから、楽観的だ」と Ken さんは答えた。

## V. 東京のマンション型民泊「S」の場

より正確に民泊問題の現状を把握するために、筆者は参与観察法で代表性がある民泊に予約をして、実際に泊まってみた。まず初めに中国人観光客がよく利用している民泊仲介サイト最大手の「Airbnb」の中国語版を閲覧し、目的地は「東京ドーム」、「小石川後楽園」などの観光名所で検索した。金曜日に東京に着き、土日に東京観光を楽しむ一般的な中国人個人客という設定で調査をした。価格重視を前提としてさらに同じ価格帯の場合は、交通の利便性とサイト上の口コミを優先した。また、問題異議を唱える研究の角度から、わざと「日本の民泊新法に基づき、登録済み」の表記がない民泊を選んでみた。

検索段階では、民泊の最大のライバルとも言われているビジネスホテルとの比較をしてみた。同じ立地条件では、ビジネスホテルは大体 2000 円以上高くなるという結論が出た。今後、中国人観光客も知識の向上でいろいろな旅行スタイルを比較することが考えられるので、日本国内に住む一般の日本人と同じように「新幹線+ビジネスホテル」も比べてみた結果、「新幹線+ビジネスホテル」パックは民泊と新幹線別々で予約する場合と金額的には大差はないが、限定されている時刻、車種のような縛りがあるので、結果的にフリープランを好む外国人観光客にとっては民泊のほうが有利である民ことが分かった。

2018 年 11 月中旬の金曜日の夜,東京都 心の文京区に位置するマンション型民泊 「S」を選んだ. 価格は 5800 円で,大家は 日本人だった.

決済は中国人がお馴染みのアリペイでも 可能だった. 予約後, 大家より日本語, 中国 語,英語の3言語で書かれたメールが届いた.内容は「土足禁止」と「ゴミの分別方法」の注意事項が書いてあり、大家との連絡は2回ほどとりあった.



写真6 民泊はマンションの2階にある



写真7 マンション全体配置図

民泊「S」は飲食店の上にあり、同じフロアーと3階は夜間、誰もいないテナントなので、比較的、民泊経営に向いているマンションだと考えられる。スーツケースを引いて一階の飲食店のキッチン裏を通りかかったが、店員さんが笑顔で挨拶してくれた。宿泊客だと分かっても、不快というような感じを見受けなかった。4階から7階の住民

との関わりが全くなかったので、マンションで暮らす住民の気持ちは知ることができなかった.

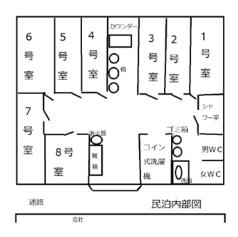
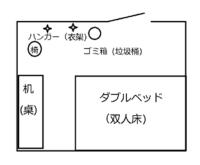


写真 8 民泊内部図



部屋内部 (房间内部)

写真 9 部屋内部

チェックインからチェックアウトまで大家との連絡はなかった。トイレとシャワーは共同だったので、携帯電話を部屋の中に置いたまま、出た後に鍵の暗号を忘れると、大変なことになるのではないかと実感した。ゴミ箱にも主要言語での分別説明があった。 民泊内部のゴミ箱と翌朝の建物の周りも確認したが、ゴミが散乱していたり、分別していないような様子は見受けなかった。



写真 10 主要言語での説明もあった

また, 宿泊客の間のコミュニケーション に関して, 今回は特に重点を置いて調査し た. 宿泊客の殆どが外国人で欧米人, 韓国 人, 広東語を話す中国人, 日本人 2 名がい た. 筆者は他の宿泊客との会話を試みたが, 基本的に簡単な挨拶を交わすのみで、それ 以上の関わりを避けている様子だった. 特 に女性の場合は、公共スペースでも早く通 過するように見受けた. ユースホステルの ような和やかな交流ムードが見られなかっ た. 筆者の隣の部屋に泊まる日本人二人組 は12時にチェックインして、その後、深夜 にも拘らず1時半まで歓談していた. 建物 が古く,壁の防音性が弱いため,周りの外国 人宿泊客は我慢していたと思われる. テレ ビでの報道とは真逆の結果になるとは想定 しなかったので、実際のフィールドワーク をしないと現場の状況が分からないと実感 した.

一通り体験してみたが、安価志向の都市型民泊は経済的に節約できるが、一般のホテルより快適性が欠如しているとの感想であった。家主不在型で気楽にチェックイン等ができるが、他の宿泊客との交流の形成が難しく、一つの課題になるようである。今回は民泊選定時はなるべく平均的な物件にしたが、数多くの民泊の中の一ケースしか

ないので、今後は調査サンプルを増やして 研究したい.

#### VI. 日本民泊の歴史

民泊規制の是非を議論する前に、日本に おいて民泊の誕生の歴史について振り返っ てみよう.

2003 年以降の一連の外国人観光客誘致政策は日本政府にとって初めての大規模インバウンドを受け入れる取り組みであるが、 実際日本のインバウンド事業への取り組みの歴史は、今から 100 年前に遡ることができる.

当時の日本は、日露戦争の勝利を経て、第 一次世界大戦に参戦し、世界デビューを果 たしたばかりだった。1914年に始まる第一 次世界大戦で戦場となったヨーロッパから の観光客が激減し、また日中間も対立とな り、国際観光業にとって非常に不利な環境 であった. その2年前の1912年に, 当時の 鉄道院の外局としてジャパン・ツーリスト・ ビューロー (現在の JTB) が設立された. 日 本を訪れる外国人の誘致や斡旋を行うため であった 20. 同機関の機関紙である「ツー リスト」10号(1914年12月)では、「(第 一次世界大戦で)欧州方面に失ひたものを 米国方面に補ひ」(「時局と外客誘致策」)と いうようなヨーロッパ市場に代わる「外客 誘致」先としてのアメリカへの取り込みを 促す論考がある.また同26号(1917年7月) の「日支両国民間に繙れる空気を一新し,彼 の眠れる友情を覚醒し以て日支親善の楔子 (くさび)たらん事を期す」(「日支親善の楔 子 支那人誘致の新計画」)では、悪化する 当時の日中関係を中国人の誘致によって相 互理解を深め、改善しようと提言している <sup>21</sup>. これは日本政府の外国人観光客誘致の初めての試みであったが、その後、時局は戦時体制に向かい、取り込みは無力だった.

1964年の東京オリンピックとなると、既 に日本は高度経済成長を遂げた時代だった. 日本政府は再び外国人観光客誘致に動き出 した. 日本の民泊の誕生はまさにその年の 出来事であった 22. 当時, オリンピック大 会期間中に東京都内に滞在する外国人旅行 者数は一日最多で 3 万人と予想されていた. ホテルを新設しても追いつかないことが判 明した. そこで東京都は一般家庭を開放し て宿泊客を受け入れてくれるよう新聞やラ ジオで広く呼び掛けたのが日本民泊の始ま りであった. 初めての民泊はすべてホーム ステイ型を取っていた. 募集条件には、朝食 にハムエッグやコーヒーを用意して欲しい とか, 水洗トイレがあることなどが盛り込 まれ、訪問調査でおよそ600世代が選ばれ ていた.



写真11 当時の新聞記事23

当時,東京都は都民向けに発行していた「オリンピック時報」からは,受け入れが決まったそれぞれの家庭の興奮が伝わってくる.「家中で誠心誠意」というタイトルで,イギリス人女性を受け入れることになった

主婦の記事には、「子供達はにわかに勉強を始めますやら、朝食のハムエッグをどのようにして美味しくと研究をいたしますやら、急に家の中が活気づいて参りました」と記したうえで、「私共に与えられた異国のお客様のご接待に誠心誠意お仕えし、その任務をまっとうしたい」と意気込みを語っている。大会中、和室を気に入ったアメリカ人女性が「畳を土産に持って帰りたい」と言いだした。ホストファミリーが戸惑う中、ご主人の提案で、お茶席で敷く「畳ござ」をプレゼントしたら、大喜びして大事に丸めて持って帰ったエピソードも書かれている。



写真 12 民泊の起源 24

1964年の東京民泊はあくまでも国際親善の目的だった. 当時の「民泊」はある程度の経済力と住居条件がないと選ばれないというステータスの象徴でもあった. 2008年北京オリンピックの際にも、とても似たような呼びかけが北京政府より実施された、同じ儒教圏に位置する日中両国の共通なメンツ文化を一瞥することができる. この点に

関して、現在物議されている営利目的の民 泊とはだいぶかけ離れている。日本の国際 化が進み、田舎でも外国人の姿を見かける ようになった 50 年後の現在、もはや特別な きっかけがなければわざわざ外国人を自宅 まで宿泊させる家庭は珍しい存在となった。

#### VII. 民泊への規制の是非

「民泊問題」が過熱するなか、宿泊客側である特に外国人インバウンド側の諸問題はマスコミを通して、既にたくさん論じられているので、拙論では主に日本側、即ち受け入れる「ホスト」側の不十分な点について考えたい。民泊問題は複雑な問題で、決してホスト社会側のみの問題、若しくはゲスト側のみの問題ではないとご理解して頂きたい。

# 1. 民泊への過度な規制は時代の流れへの 反動になりかねない

現在,シェアリングエコノミーという暮らし方は凄まじいスピードで世界中広がりつつある。シェアリングエコノミーとは,個人等が保有する活用可能な資産等を,インターネット上のマッチングプラットフォームを介入して,他の個人等も利用可能にする経済活性化活動である。ここで活用可能な資産等の中には,スキルや時間等の無形なものも含まれる。

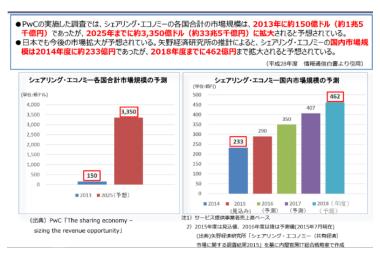


図2 シェアリングエコノミーの市場規模 25

シェアリングエコノミーがここまで大規模に拡大したことの背景には第四次産業革命の「IOT(物のインターネット)」,「ビックデータ」などの活躍がある.人々のインターネット利用時間は恐らく 10 年前の倍以上になっている.特にスマートフォンの普及により,人々は簡単に大量の情報を手に入れるようになった. Facebook や twitter・wechat 等の SNS で物の写真をアップしてシェアしたり,周りから「いいね」を待つ感覚で自分の遊休資産をシェアするようになっ

た経緯がある. 実際, 個人間の物の売買サービスを提供する「メルカリ」では他人のアップしたものに「いいね」を付けたり, 自分でライブのようにものを紹介する動画の掲載等の他のフリーマーケットサイトにないスマートフォンの利便性を利用した新機能により, 日本国内で急成長を遂げた. 下記の図は 2018 年時点で流行りのシェアリングエコノミーサービスである. アメリカの民泊サイト Airbnb もこの流れで各方面から注目されるようになった.



図3 シェアリングエコノミーの領域 26

よく旅館業界の方から「訪日外国人がこんなにたくさん増えたのに、旅館に泊まる人は全然増えていない、民泊に客を取られた」と民泊を危ぶむ声が聞こえてくる.民泊が誕生して 50 年経ったが、2015 年まで殆ど影響力がなかったといっても過言ではない.ここ数年での発展は、ホテル、旅館、簡易宿所以外の第四の勢力を形成していると言える.現代人特に外国人は遊楽には費用を惜しまないが、宿泊費は安く抑える傾向が強い.これは時代の流れで、人々の生活スタイルが変わったためである.ネット通販の普及で、商店街はシャッター街となり、ス

マートフォンの普及により、紙製の新聞を読む人が激減したこと、これらも全て時代の流れである。旅館業の不振もその一例に過ぎず、旅館業の再起は自ら変革しなければならないと考える。また、旅館業の不振は日本人の旅館離れ(大きく言えば日本文化離れ)の結果であり、むしろ外国人客は旅館業界の関心が低くなると、再起することは尚更難しいと考えられる。

# 2. 過度な民泊規制は「おもてなし」の精神に一致しない面がある

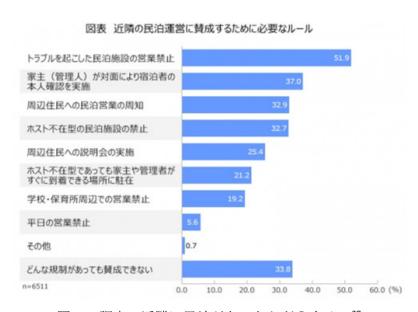


図4 調査:近隣に民泊があったらどうする?<sup>27</sup>

図 4 は株式会社インテージリサーチが2018年5月,日本全国の16から76歳までの男女1万人を対象にしたインターネット調査で「近隣に民泊があったらどうする」という質問への回答である.特に注目すべき点は最後の項目で「どんな規制があっても賛成できない」は33.8%を占めることである.

目下の民泊の置かれた苦境は正しく NIMBY (ニンビー) 現象の好例の一つである. NIMBY は英語の「Not In My Back Yard」 (我が家の裏には御免)の頭文字を取った 造語である. 「施設の必要性は認めるが、自 らの居住地域には建てないでくれ」という 人間の利己主義的な本性を暴露した言葉で ある.

承知の通り, 日本は少子高齢化問題が非 常に深刻な国である. 子供が減少した中, 女 性の社会進出で専業主婦の数も次第に減少 した. 働き方の変化で保育所への新しい需 要ができ、その需要に既存の保育所の数で は追い付かず、保育所に入れない待機児童 の問題は国会でも大きく取り上げられ、社 会現象の一つとなった. 保育所の新設はそ の問題を解決する近道とも言われるが、い ざ自分の地域や, 自宅の近くに設立すると なると,住民たちは反対運動を起こし,保育 所の建設を阻止する動きもある.「泣くこと が仕事」とも言われている赤ちゃんだが、そ の泣き声は漸く騒音ではなく, 生活音とし て東京都で定義された年はなんと 2015 年 である. グローバリゼーションが進む中, 日 本の中で一番国際化が進んでいる東京での 出来事とは俄かに信じ難い. よく似たよう な状況は外国人労働者の受け入れを巡る議 論の中でもよく見られる. 日本人がやりた くない3Kの仕事の人手不足は「現代の奴 隷制」とも呼ばれている研修生制度で来日 した外国人労働者で補うが, あくまでも労 働者として受け入れているだけであり、一 人の生活する人間として見ようとしない考 えが少なからず一部の人々の心にある.

民泊利用の推進は日本政府の「観光立国」

政策と直接繋がっており、日本の観光業や 経済へのいい影響があることを頭では理解 しているはずだが、いざこの問題が自分の 周りに迫ってくると、猛反対する人は少な くない、東京オリンピック招致で大きく反 響を呼んだ「おもてなし」という精神は日本 国民の誇りでもある.日本政府もこの「おも てなし精神」は日本人の強みだと世界に向 けて発信し続けている.しかし、現在実施さ れている民泊規制制度の多くはこの「おも てなし」精神に反するものであり、民泊制度 は「おもてなし」の真義が問われる「場」と なっている.

先程の「施設の必要性」の点に振り返ってみる.「民泊は必要がない.ホテルを利用してもらえばいい」という考え方を持つ人も多いが、実際、日本の地方になると、ホテルは少なく、観光にはとても不便だ.しかし、ホテルを作ると、採算が合わなく結局閉業に追い込まれることになる.民泊はちょうどその隙間を埋めるいい業態である.その上、日本の少子高齢化で、人口は三大都市圏に集中する傾向にあり、地方は空き家問題が深刻になる一方である.民泊問題で見えるのが、日本人の消極的な態度と外国人観光客の熱意の間にあるあまりにも大きいギャップである.

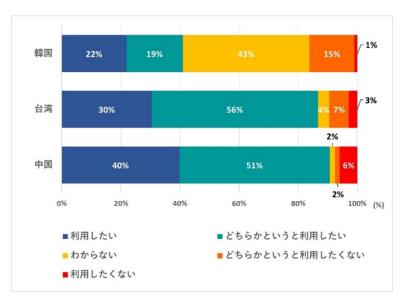


図5 訪日観光客の民泊利用意欲ついての調査結果 28

# 3. 民泊は外国人との衝突の場ではなく, 対話交流の場にすべきだ

民泊不安視の代表として,「外国人がたく さん来るから怖い」という声がある.このよ うな心理は「ゼノフォビア」という言葉がち ょうどあてはまる. ゼノフォビア (xenophobia)とは、ギリシア語の xenos (異 人, 異国, よそ者, 外国人) と phobos (ポ ボス, 恐怖) に由来して, 未知の人, 物に対 する恐怖, 嫌悪心理を指す. 「外国人恐怖症」, 時には「外国人嫌い」とも訳されている.<sup>29</sup> これは世界共通の心理現象で、日本では比 較的, 目立つ傾向がある. 現に 2018 年 10 月,都内の人気観光スポット新宿御苑の元 職員が「外国人が怖い」という理由で、分か っているだけで 2500 万円以上の入園券を 無料配布していたというニュースは, 海外 メディアからも注目を集めていた.

日本人のこのような心理の形成には土地 との関係性に一因があると思われる.人と 土地との関係性について考えるとき,2つの 方向性が想定できる.その土地に居る・とど

まるという静的な方向性と, その土地を離 れる・移動するという動的な方向性の2つ である. 社会の流動性に関しては、最近の心 理学において関係流動性 (relational mobility) に焦点を当てた研究が注目を集めている. 関係流動性とは,人々がある社会の文脈に おいて、よりよい相手と新しい関係を形成 する機会の量(頻度)を表す. 関係流動性の 高い社会では新しい関係を形成しやすく, 流動性の低い社会では既存の関係にとどま る傾向があるとされている. アメリカのよ うな流動性が高い社会環境では,一般的な 他者を信頼し、より高い利益を得られる相 手と関係性を築いていくことが適応的であ り, 日本のような流動性の低い閉鎖的で保 守的な社会環境では、「よそ者」を排除し固 定的なメンバー内で長期的関係性を保つこ とが適応的である.30中国では出稼ぎ農民工 の億単位の住民大移動が頻繁に行われるが, 日本では2011年の東日本大震災と原発事故 での住民避難移動のような出来事もあった が、長期にわたってみれば基本的に大規模

な住民の集団移動は見られない.

日本に「外国人恐怖症」が比較的に多く見 られる第二の理由は日本の深刻な高齢化問 題にも関連しているのではないかと考える. 発達心理学においては、内向性の世代差が 検証されている. 異文化志向は年齢が若い ほど、学歴が高いほど高い傾向が見られる. 老年期になると外向性が低下し内向性が高 まることが指摘されている(Schaie&Parham 1976;Fiele&Millsap 1991 など <sup>31</sup>). 外の世界 を表す異文化への関心は,外向性と関連が 強いと考えられるため、外向性の低下とと もに、高齢になるほど異文化志向性が低く なると考えられる. 内閣府が出した 2018 年 版『高齢社会白書』によると,2017年10月 1日時点での日本において,65歳以上人口 は総人口の 27.7%となっている. <sup>32</sup>高齢者の 割合はこれほど高くなると、異文化志向は 著しく低下すると考えられる.

最後に、日本人の語学力も「外国人恐怖 症」に繋がる重要な理由の一つだと考えら れる. 異文化志向に「語学力」や「海外勤務 経験の有無」が影響を及ぼすことが示され ている <sup>33</sup> (岩田 1989) TOEFL 試験の運営 団体である ETS は毎年、国別や母語別の平 均スコアを公表している. 2017年版 ETS の レポートによれば、日本人の TOEFL スコア は世界的に低水準であることがわかる. ヨ ーロッパ圏など言語的に英語に近い言語を 話している人たちを除き、アジア圏だけで 比較してみても日本人の TOEFL 平均はワ ースト3位になっている.似たような文化 圏である韓国 (平均 83) や中国 (平均 79) と比較しても, 低いものになっている. 34前 文で言及した新宿御苑の元職員も70代で, 「外国語ができなくて, 外国人が怖くなっ

た」と話していたとのことである. 語学力の 低下,若しくは日本語頼りになることが外 国人との交流を妨げる. 一方,第二言語習得 の知見を基にすると,逆の現象が起きる. 学 習者は目標とする第二言語の文化に関心を 持ち,その言語を話す外国人と仲良くなり たいという原動力にもなると考えられる. 即ち,外国語の習得は日本人の「外国人恐怖 症」防止への有力策だと考えられる.

また,「民泊は犯罪の温床になる」のよう な声があるので, 実際民泊における最近の 事件を振り返ってみる. 2017 年 4 月には, 仲介サイトを通じて予約した民泊施設を拠 点に、偽造カードを使い現金を引き出した 台湾人3人が逮捕された. 同様の手口の被 害が32億円に上るという。同年6月には、 東京目黒区の民泊施設でアメリカから覚せ い剤を国際郵便で密輸入するという事件が 発生した. 2017年6月には、福岡県内で民 泊施設のベッドルームの火災報知器内に隠 しカメラが設置, 録画されていたという事 件が発生した. 同年7月民泊を経営する日 本人の男性から韓国人の女性宿泊客への性 的暴行事件が発生している 35. このような 事件は民泊ならではの事件とは限らず、民 泊以外の場所でも十分あり得ると考えられ る. マスコミは視聴率獲得のために, 敢えて 「民泊内」で起きた事件と報じ, 視聴者の目 を奪うような煽り方をしている.また,日本 人家主は外国人宿泊者へ加害する事件など は「外国人が来るから怖い」論調への有力な 反撃となっている.事件はまだ未登録の民 泊が大多数を占める時期に発生しているの で、登録の重要性を示してくれる事例でも ある. 施設の登録及び宿泊客の名簿付け義 務の履行はこのような犯罪を大きく削減で

きると考えられる. 民泊は外国人観光客の大きな受け皿として,単に「対立の場」として見るのではなく,「外国人観光客と対話をしながら交流ができる場」また「外国人観光客に日本の良さを知ってもらう貴重な場」として見るべきである.

また、オートロックがあるマンションでの民泊営業は住民のプライバシー侵害の恐れがあり、周辺住民とマンション管理会社の同意を得ることも難しいので、「家主不在型」民泊の営業には向かないといえる.

## 4. 新しい事業への不信感

前文にも叙述したように、日本における 民泊の誕生は今から 50 年以上前に遡るこ とができるが、その後、全く普及されていな いため、民泊は日本に急にやってきた黒船 のような印象を持たれている. 人間は新し いものを目にすると, 新鮮さに惹きつけら れる一方、「危険ではないのか」「必要だろう か, 現状で十分ではないのか」 などの不信感 も募る. 百年企業が数えきれないほどある 日本では特にこの傾向が強いと考えられる. 実際大学生の就職活動の際、ベンチャー企 業より、大手企業また老舗企業への就職希 望者が大多数である. 筆者が訪問インタビ ューした民泊経営者の Ken さんも「現在民 泊問題の一番の要因は日本人の新しいもの への保守的な考え方である」と指摘した.

京都市の民泊条例の「駆け付け」要件に関して、表面上は「緊急時の人命救助には必要不可欠である」としているが、民泊事業を追い出したいという本音が一目瞭然である。新しい事業をやることは既存勢力への挑戦でもある。日本屈指の観光都市である京都、旅館組合などの勢力からの抗争は京都市議

会の一連の条例を見れば分かるはずだ.

民泊だけではなく,全ての新しい事業は 日本上陸の最初の段階では例外なく物議を 醸している. 例えば、ドローンの使用は未だ に「プライバシー侵害の恐れがある」という 点に焦点を合わせて見られている.しかし, 2018年広島の洪水被害の時、ドローンは全 体の被害状況を把握する際に大きい威力を 発揮していた. ドローンの使用制限を緩和 することで, もっと早い段階で人命救助に 役立つのではないかと考える. 日本は小型 飛行機に関して, 高い技術力を持っている のにも関わらず, 使用制限の条例作りに夢 中になっている間に, 既に中国勢に市場シ ェアの8割を取られた.同じような現象は 自動車の自動運転開発,電子マネー決済,シ ェアサイクル等の分野で起きている. どれ も日本上陸時,ある程度の「水が合わない」 症状が出ている.

「民泊」は新しい事業のため、いくつかの摩擦が生じることも予測されている.目下の民泊制度への規制は微調整ではなく、方向性でさえ不透明となるといった過度な規制が多く存在している.今後京都市は日本屈指の観光都市として、民泊制度に寛容な態度を取れば、より多くの外国人観光客の来訪が期待でき、市にとってもメリットが多いと考えられる.人々のライフスタイルが変わる中、これからも大きい発展の見込みがない旧勢力を守るより、第四の勢力である民泊産業を育て、観光業界の新しい秩序作りの舵取りになるべきだと考える.

## VIII. 他国の民泊政策との比較

民泊の年間の提供日数が 180 日以下とい

う日本では、1年365日の半分未満であるので、あくまでも民泊が副業のようなものであることを示した数字である.では、日本以外の国々の民泊政策はどうだろう.代表性があるいくつの国を挙げて比較してみる.現段階、日本国内において諸外国の民泊政

策等の情報はまだ十分ではない。一般財団 法人自治体国際化協会が海外事務所からの 報告に基づいてまとめた「各国の民泊現 状」<sup>36</sup>と厚生労働省がまとめた「諸外国にお ける規制等の状況について」<sup>37</sup>を参考にして 下記の表を作成してみた。

表3 各国の民泊政策一覧

地域	民泊政策と現状
ニューヨーク	3 戸以上の集合住宅において、居住者以外の者が、居住者 が立ち会う
	ことなく短期滞在 (30 日未満) することを 禁止する法律を施行してい
	る. また、ニューヨーク市で はこれ以外の建築物でも、許可なしに使
	用用途を変更し 短期滞在の貸出を行うことは違法となっている.
ロンドン	90日以内の場合には許可が不要で、90日以上の場合は建物の転用許可
	が必要とされている. 税制でもシェアリング・ビジネスを促進する政策
	がある.
パリ	自治体への届出が必要,所有者は年間8ヶ月以上の長期居住の場合は
	対象外.
韓国	各自治区に申請し、建物面積や衛生状況などについて基準に適合して
	いるのかを、 現地で審査を受ける必要がある. しかし、民泊の多くが
	行政の審査を受けておらず、未登録の状態である.
オランダ	利用者の滞在が2ヶ月まで、同時の宿泊者は4人までであること等を
	条件として許可は不要.
スペイン	自治体の許可, 利用者へのサービス保障, 利用者の身分証の登録と警察
	への情報提供が必要.
イタリア	営業に当たっては事前の自治体への届 出と承認が必要. ベッドルーム
	数、部屋の広さ等について規定あり.
シンガポール	住居の賃借について、6ヶ月未満の賃借は禁止.

中国に関しての情報は皆無といってもいい状況なので、筆者がズームアップして説明する.

日本語の表現としての「民泊」と「民宿」 はとても似ているが、日本では指す内容が 異なる.「民宿」とは民家の宿のことで、漁 師や農家などを営む人や民宿の経営者が, 自宅の一部を間貸しなどして民宿料を受け 人を宿泊させる施設のことである. 旅館業 法の簡易宿所営業に該当するため, 営業す るには施設の設備やスタッフ配置など旅館 業法に定められた規定を満たし, 都道府県 知事の許可を得なければならない. そして, 一般的に民宿はオーナーがいて,郷土料理 や家庭料理などを食べることができ,おも てなしも受けることができる. 宿泊料が安 いだけでなく,その地域の土地柄や文化を 知ることもできる. 一方,「民泊」は一軒家 やマンション,アパートなどの一室を一日 単位の宿泊料を設けて,有料で人に貸し出 すことを指す. 家主は必ずいるとは限らな い.

しかし, 現在中国で一般的に使われてい る「民宿」という言葉は上記のような区別は なく、日本の「民宿」+「民泊」のようなニ ュアンスになっている.また、家主不在型の 物件は「日租房」(一日単位で貸す物件)と も呼ばれている. 中国では、農村部を除い て,都市部では基本的にマンション住まい となっている. そのため,「日租房」は集合 マンションの一室になることが多い. 法律 上, 家屋の賃貸は公安局, 工商局, 消防局, 衛生局, 房管局 (マンション管理局) の一連 の登録審査が必要だが、実際の場合は殆ど 未登録状態にある.「日租房」の多くはホテ ルより安い上, 入居手続きが簡単であるた め,特に低収入の客層に人気がある.しかし 鍵が渡されるのみで, ホテルのように身分 証明書の提示が要らないため,犯罪の温床 と指摘する声もある. さらにホテルのよう に頻繁に掃除していないため, 衛生管理が 心配される声もある. そのような現状の中, 中国政府は民泊に対して, 寛容的な態度を 取っている。2015年、中国国務院は『关于 加快发展生活性服务业促进消费结构升级的 指导意见』(生活サービス業促進及び消費構 造向上についての意見)という法律を公表 し、「民宿」と「民泊」の促進方向を示した...

各自治体はそれに基づいて独自の条例を出 しているが,基本的に促進方向で,使用者の 消防安全,衛生等の条件を規制している現 状である.

日本では民泊は外国人には人気があるが、中国の場合は民泊を利用する外国人は殆どいない. 理由は中国では外国人が泊まれるホテルは外国人客を受け入れる資格があるホテルのみに限られているからである. 現状としては三ツ星以上のホテルが多く, 一泊 3000 円程度のビジネスホテルは利用できない特別な事情もある.

#### Ⅸ. 終わりに

我々はよく観光産業を四つの言葉で表し ている.「あご」(顎:食事),「あし」(足: 交通手段), まくら(枕:宿泊), そしてアク ティビティ(活動)である.「民泊」は訪日 外国人の増加に伴い, この「まくら」 宿泊業 に占める割合が今後も大きくなると予想さ れる. 民泊は食事を提供するホテル, 旅館と は異なり, ホストの紹介で地域の食堂(あ ご), 地域の公共交通(あし), また地域の観 光地, イベント (アクティビティ) へ誘導す る力を持っている.即ち,外から入ってくる 人の流れは、極端的に「悪」としてではなく、 正しい方法で誘導すれば、地域を活性化す る効果が十分期待される. 民泊の問題をう まく解決すれば、日本の観光業の更なる発 展へと繋がると信じている. 民泊問題の解 決は東京オリンピックが開催される 2020 年に向けて,真正な「おもてなし」精神実現 の試金石であり、非常に大きい意味を持つ 事象である.

筆者の知識経験に限界があり、論文にも

まだ不十分な点が多々あると思う.例えば,より厳密性がある学術研究の観点から,「民泊」を「安価志向の都市型民泊」と「交流志向の地方型民泊」に分けて論じる必要がある点.また民泊問題は観光研究の重要な構成部分である.現在観光学部を設ける大学法人が増えているが,まだ「観光学」という学問は日本では正式に確立していない状況にある.「観光学」は非常に学際的な学問であるため,観光研究の論文もよく「一体なに学からのアプローチなの」という気まずい質問にぶつかってしまう点などがある.こ

#### 脚注\*

- 1 愛知大学大学院中国研究科博士課程在籍
- <sup>2</sup> 毎日新聞 2019 年 9 月 19 日記事「ヤミ民泊, 全国初の営業停止の緊急命令」
- <sup>3</sup> 日本観光庁,2018年10月1日発表,"訪日外客数の推移",日本の観光統計データ, https://statistics.jnto.go.jp/graph/#graph-inbound--travelers--transition(2018-10-15アクセス)
- 4 参議院, 2017年6月16日, "議案情報", 参議 院 HP , http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m19303193061.htm(2018-10-5アクセス)
- 5 観光経済新聞,2017年12月26日記事,"楽 天ライフルステイとブッキング・ドットコム,民泊事業で業務提携", https://www.kankokeizai.com/楽天ライフルステイとブッキング・ドットコム,/(2018-10-5アクセス)
- <sup>6</sup> 日本経済新聞,2017年11月2日記事,"京 都市の宿泊税条例可決 民泊も対象,来秋

れらの問題は今後の研究課題として深く掘りたいと考える.

#### 謝辞

本稿は愛知大学国際中国学研究センターが 2018年11月に実施した第46回若手研究会での発表内容をベースに加筆,修正したものである.当日お忙しい中,出席頂いた国際中国学研究センター所長周星先生をはじめ,同機関の皆様からのご指導を頂いた,謹んで御礼を申し上げる.

#### めど課税"

- 7 日本経済新聞,2017年11月7日記事,"エアビー,民泊+航空券で日本開拓 全日空とサイト"
- <sup>8</sup> 日本経済新聞,2017年11月10日記事,"民 泊解禁前に独自規制 都内自治体が検 討"
- 9 内閣府国家戦略特区ワーキンググループ 2017年12月27日配布資料 "民泊制度にかかる 大田区の動き" https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusent oc\_wg/h29/shouchou/20171227\_shiryou\_s\_2.p df#search=%27%E6%B0%91%E6%B3%8A%E8%A7%A3%E7%A6%81+%E5%A4%A7%E7%94%B0%E5%8C%BA%27 (2018-10-3アクセス)
- 10 日本経済新聞,2017年12月1日記事,"京 都市の民泊規制厳しく 条例素案,不動産 業界は懸念の声"
- 11 京都新聞,2018年2月23日記事,"京都市の民泊条例成立 住専地域,営業60日に制限"
- 12 財経新聞, 2018年5月22日記事, "ファミ

マが民泊大手の米 Airbnb と提携 国内コンビニ で は 初 " https://www.zaikei.co.jp/article/20180522/4432 93.html(2018-10-12 アクセス)

- 13 観光庁, 2018 年, "住宅事業法(民泊新法) とは", 民泊ポータルサイト「minpaku」, http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/overv iew/minpaku/law1.html (2018-10-3 アクセス)
- 14 観光庁,2018年6月1日の報道・会見,"違法物件に係る予約の取扱いについて通知を発出しました",観光庁 HP, http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06\_00036
   2.html (2018-10-15 アクセス)
- 15 岸博幸, "民泊が大混乱!自民党と観光庁 が招いたお粗末な「人災」の内情",『週刊ダ イヤモンド』, 2018 年 6 月
- 16 レジス・アルノー,2018年7月17日記事, "夜明け前に終わった「日本の民泊産業」の 末路"『東洋経済』オンライン, https://toyokeizai.net/articles/-/228963?page=5 (2018-10-17アクセス)
- 17 国土交通省,『平成 27 年度国土交通白書』, 2016 年,111 頁
- 18 公益財団法人マンション管理センター, 2018年7月, 民泊対応状況管理組合アンケート 調 査 結 果 , http://www.mankan.or.jp/09\_research/pdf/minp aku\_questionnaire.pdf (2018-10-14 アクセス)
- 19 朝日新聞, 2018 年 8 月 9 日記事, "ロビー で客と地元住民が交流 2 0 年に名古屋に 新ホテル"
- <sup>20</sup> 株式会社 JTB, 会社沿革, "すべては 外客 誘致から始まった"
  - https://www.jtbcorp.jp/jp/colors/detail/0061/ (2018-9-26 アクセス)
- 21 中村正人,『ポスト爆買い時代のインバウン

ド戦略』, 扶桑社, 2017年, 244頁.

- 22 ここでは旅行者向け、観光業としての民泊の始まりを指す.1961年10月15日の朝日新聞の天声人語には、同年に秋田県で開催された国民体育大会で民泊の評判がすこぶる良かったと書かれている.1万6千人余りの選手役員を宿泊させるだけの施設がないので、県下1223軒の民家に約7千人が分宿したのだという.また、国体の民泊制度はこれより先、1958年の富山に始まり、60年の熊本でも実施されたそうである.(データー出典:安念潤司、2018年、「旅館業法と民泊」、論文集『民泊を考える』、プログレス、33頁.)
- NHK, 2017年10月26日放送, "シリーズ東京五輪今昔物語 民泊 おもてなしの源流 は "
   https://www3.nhk.or.jp/news/special/mirai/tokushu/2017\_1026.html (2018-9-26アクセス)
- NHK, 2017年10月26日放送,"シリーズ東京五輪今昔物語 民泊 おもてなしの源流 は "
   https://www3.nhk.or.jp/news/special/mirai/tokushu/2017\_1026.html (2018-9-26アクセス)
- <sup>25</sup> 総務省,『情報通信白書』平成 27 年版,"各 国合計市場規模の予測表",200 頁
- <sup>26</sup> 一般社団法人シェアリングエコノミー協会, 内閣官房 IT 総合戦略室第1回シェアリン グエコノミー検討会議提出資料,2016年7 月8日
- 27 株式会社インテージリサーチ, 2018年5月, 調査:民泊に対する意識のギャップ「近隣 にあったらどうする!?」 www.intageresearch.co.jp/news/20180514.pdf (2018-10-19 アクセス)
- 28 実施者:アウンコンサルティング株式会社,

2018年6月から7月にかけて,訪日客数が 最も多い中国,リピーターの多い台湾,2017 年に訪日客数の増加数がアジアでもっとも 大きかった韓国の3か国に住む18歳以上 の男女各100名を対象に実施された. https://min-paku.biz/news/aun-minpaku-report-201808.html (2018-10-19アクセス)

- 29 小学館,デジタル大辞泉参照.https://kotobank.jp/word/ゼノフォビア-548687 (2018年11月30日アクセス)
- 30 前村奈央佳,「移動と定住に関する心理的特性の検討:異文化志向と定住志向の測定及び関連性についても」,『関西学院大学先端社会研究所紀要』,2011年10月31日発行,110頁
- Schaie, K.W., & Parham, I.D., 1976, "Stability of adult personality traits: Fact or fable?" Journal of Personality and Social Psychology, 34: 146-158. Field, D., & Millsap, R.E., 1991, "Personality in advanced old age: Continuity or change?," Journal of Gerontology, 46(6): 299-308
- 32 日本内閣府,『平成 30 年版高齢社会白書』 2018 年, 2 頁
- 33 岩田紀,「コスモポリタニズム尺度に関する 経験的検討」,『社会心理学研究』4(1), 1989 年, 55-63 頁
- 34 EST, "Test and Score Data"2017 年版, https://www.ets.org/s/toefl/pdf/94227\_unlweb.p df (2018年12月7日アクセス)
- 35 朝日新聞, 2017年7月17日記事, "民泊の 女性に性的暴行容疑 貸主の男逮捕 福岡県 警中央署"
- <sup>36</sup> 一般財団法人自治体国際化協会,2017年5月,『自治体国際化フォラム』vol.331,

- www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf\_331/04\_sp.p df(2018-10 -19 アクセス)
- <sup>37</sup> 厚生労働省,「諸外国における規制等の状況 について」,厚生労働省 HP, https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000105318.pdf(2018-10-19アクセス)

## \*参考文献

- [1] 中村正人,『ポスト爆買い時代のインバウンド戦略』, 扶桑社, 2017年, 244頁
- [2] 浅見泰司・樋野公宏, 『民泊を考える』, プログレス社, 2018年, 33頁
- [3] 前村奈央佳,「移動と定住に関する心理的特性の検討:異文化志向と定住志向の測定及び関連性についても」,『関西学院大学先端社会研究所紀要』, 2011年, 110頁
- [4] 国土交通省,『平成 27 年度国土交通白書』, 2016 年,111 頁
- [5] 総務省、『情報通信白書』平成 27 年版, "各国合計市場規模の予測表", 200 頁
- [6] 日本内閣府,『平成30年版高齢社会白書』 2018年,2頁
- [7] 岩田紀,「コスモポリタニズム尺度に関する経験的検討」, 『社会心理学研究』4(1), 1989年, 55-63 頁
- [8] Schaie, K.W., & Parham, I.D., 1976, "Stability of adult personality traits: Fact or fable?" Journal of Personality and Social Psychology, 34: 146-158.
- [9] Field,D.,&Millsap,R,E.,1991, "Personality in advanced old age:Continuity or change?,"Journal 年, 55-63 頁